

一般社団法人 日本デザイン学会  
論文集『デザイン学研究』投稿規定

論文審査委員会

■ 目的・内容：

論文集『デザイン学研究』は、デザイン学の発展に寄与することを目的に、広くデザインに関する「論文」「報告」「論説」等の研究論文を掲載・発表するものである。

■ 投稿資格：

論文集『デザイン学研究』に投稿できる者は、本学会正会員、学生会員、名誉会員とする。ただし、共著の場合、論文筆頭者以外はこの規定に必ずしも拘束されない。

■ 研究論文の種類：

論文集『デザイン学研究』に投稿できる論文は、以下に示す「論文」「報告」「論説」の区分ごとの特質を有するものであり、査読付き論文として他誌に掲載されていないものとする。

論文 (Original Articles)：

デザインに関する課題が理論的または実証的に論述され、独創性があり、目的・方法・手段・結論等が明記されており、学術的に価値ある知見あるいは結論を含むと認められるもの。もしくは、萌芽的な学術的研究であっても、独創性に富み、デザインに関する研究の過程や内容に新しい事実や価値ある考察を含み、その発展性が大いに期待できると認められるもの。

報告 (Research Report)：

デザインに関する史料、調査、実測、統計、実験などの研究報告やワークショップ、教育、デザイン実践などの実践報告で、信頼性、有用性、実用性に富み、新たな知見を含み、学術的、技術的に価値があり、新たな研究の推進、展開に資することができるものと認められるもの。

論説 (Review Articles)：

特定の歴史的、文化的、技術的等の主題に関する独創的、総合的な解析ならびに論考で、著者自身の研究に関する視座、理念、方法を反映し、デザインの社会的、文化的、技術的展開に有効な示唆を与え、学術的内容を十分に有していると思われるもの。

■ 研究論文の頁数：

研究論の長さは、いずれも、刷り上がりを偶数頁とし、その上限を10頁とする。

■ 投稿の手続き：

投稿する原稿は、本規定および執筆要領に従って記述した完全原稿とする。なお、本規定ならびに執筆要領に反する原稿は、受領しないことがある。研究論文の投稿に際しては、「論文」「報告」「論説」のうち、いずれの区分であるかを電子審査システム上で選択する。

■ 研究論文の審査：

全ての区分において、論文審査委員会が選定した2名以上の査読者による審査を実施し、その結果と同委員会の審議により最終的な掲載の採否を決定する。投稿された研究論文が「論文」「報告」「論説」のいずれであるかの区別については、投稿者の意志確認のうえ、論文審査委員会において最終的な決定を行う。

また、論文審査委員会は、投稿された研究論文について、訂正を求めることがある。訂正を求められた研究論文が指定日を越えても再提出されない場合、論文審査委員会は投稿の意志なしとみなす。なお、掲載が決定された研究論文は、論文審査委員会の承認を得ずに変更してはならない。

■ 倫理的事項：

投稿しようとする研究が文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第一号「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(2021年制定)における「人を対象とする生命科学・医学系研究」に該当する場合は、著者の所属機関または関連機関において倫理審査委員会等の審査により承認を経ることを必要とし、本文中に承認番号を付記しなければならない。

■ 掲載料：

投稿した研究論文が論文集『デザイン学研究』に掲載された場合、著者は、別に定める[掲載基本料]および[論文掲載料]の合計額を[掲載料]として本学会に納入しなければならない。

■ 著作権等：

- (1) 本誌に掲載された論文等全ての著作物の著作権は原則として投稿者自身に帰属する。ただし、投稿者が自らの論文等を本誌掲載後に他の媒体等において掲載その他利用したい場合には当学会に通知し、掲載先には出展を明記する。
- (2) 投稿者は、当学会に対し、本誌に掲載された論文等について、本誌への掲載または当学会のウェブサイトに掲載する目的で、複製または公衆送信（送信可能化も含む）その他一切の利用を行うことを、無償で、地域または期間の限定なく、許諾する。
- (3) 投稿者は、当学会に対し、前項に定める当学会の利用に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 当学会は、本誌に掲載された論文等を学会誌以外の媒体で印刷・販売するときには、学会誌を通じて、あるいは個別に投稿者に対しにその旨連絡し、協議を行うものとする。
- (5) 投稿者は、当学会に対し、論文等が第三者の著作権その他一切の権利を侵害しないことを保証し、万一第三者から権利侵害の申告等がなされた場合には、投稿者の責任と費用をもって対応を行うものとし、当学会に対し一切の迷惑をかけないものとする。
- (6) 論文等に関する意匠権、特許権、実用新案権等の工業所有権については、投稿者自身の責任と費用をもって管理するものとする。

■ 原稿の提出先：

研究論文は下記の電子審査システムを通じて論文審査委員会事務局に提出する。

<http://www.editorialmanager.com/jssdj/>

■ 本規定の施行・改正：

本規定は、昭和61年4月1日より施行する。なお、本規定の改正は、理事会の議を経て、論文審査委員会が行う。（昭和61年4月1日制定，昭和62年4月10日一部改正，平成3年3月1日一部改正，平成5年10月1日改正，平成7年9月30日一部改正，平成9年5月1日一部改正，平成13年3月31日一部改正，平成13年10月31日一部改正，平成25年3月31日一部改正，平成27年5月23日一部改正，平

成28年4月1日一部改正，2022年2月12日一部改正。）〈付記〉

■ 掲載料：

掲載基本料 0円

論文掲載料（全掲載頁数一律） 40,000円

■ 論文審査委員会事務局：

〒263-822 千葉市稲毛区弥生町1-33

千葉大学 デザイン・リサーチ・インスティテュート内

日本デザイン学会論文審査委員会事務局

TEL & FAX：043-290-3089

E-mail：ksato@chiba-u.jp